

入唐前の空海

牧 伸 行

一

延暦二十三年（八〇三）に派遣された藤原葛野麻呂を大使とする遣唐使の一行に随行して、最澄と空海という平安時代初期の仏教界を代表する二人の僧侶が入唐を果たしている。同時に入唐したとはいえ、最澄が入唐請益僧として朝廷及び仏教界の期待を受けていたのに対して、空海は当時未だ無名の一留学僧に過ぎず、入唐に際して両者の資格は全く異なっていた。このことは、最澄が十五歳得度・二十歳受戒を経て、官僧として『法華經』研鑽の末に天台宗相伝のための入唐であったのに比べて、空海は大学に入學して官人としての出身を目指していたという経歴からすると大幅な方向転換であったといえる。

ところで、空海の入唐までの経歴については不明な部分が多いが、「十五歳で上京し、外舅阿刀宿禰大足について漢学を学び、十八歳で大学明経科に入學した。ある時、一沙門から虚空藏求聞持法を授けられ、（中略）大学を辞して山林修行を行った。延暦十六年（七九七）『尊誓指帰』（のち『三教指帰』と改題）を著して（中略）仏教への出家を宣言した^①」という理解が行われている。このことについては、空海の著書である『三教指帰』の序文に、

文之起必有由。天明則垂象。人感則含筆。是故鱗卦聃篇。周詩楚賦。動乎中。書于紙。雖云凡聖殊貫。古今異時。人之寫憤。何不言志。余年志學。就外氏阿二千石文學舅。伏膺鑽仰。二九遊聽槐市。拉雪螢於猶忌。怒繩

雖之不勤。爰有一沙門。呈余虚空藏聞持法。其經說。若人依法。誦此真言一百萬遍。即一切經教法文義暗記。於焉。信大聖之誠言。望飛燄於鑽燧。躋攀阿國大瀧嶽。勤念土州室戶崎。谷不惜響。明星來影。遂乃。朝市榮華。念念厭之。巖藪煙靄。日夕飢之。看輕肥流水。則電幻之歎忽起。見支離懸鶉。則因果之哀不休。觸目動我。誰能係風。爰有一多親識。縛我以五常索。斷我以乖忠孝。余思。物情不一。飛沈異性。是故。聖者驅人。教網三種。所謂。釋李孔也。雖淺深有隔。竝皆聖說。若入一羅。何乖忠孝。復有一表甥。性則很戾。鷹犬酒色。晝夜爲樂。博戲遊俠。以爲常時。顧其習性。陶染所致也。彼此兩事。每日起予。所以請龜毛。以爲儒客。要兔角。而作主人。邀虛亡士。張入道旨。屈假名兒。示出世趣。俱陳楯戟。竝箴姪公。勒成三卷。名曰三教指歸。唯寫憤懣之逸氣。誰望他家之披覽。

于時延曆十六年臘月之一日也。

とあり、この記載から導き出されている。ただし、『三教指歸』には同じ延曆十六年(七九七)十二月一日の日付を持つ『聾瞽指歸』の存在が知られているが、『聾瞽指歸』は『三教指歸』とは序文と、巻末の「十韻之詩」等が異なっている。そのため、右に挙げたような記載はみられず、さらに最近『三教指歸』の偽撰説が呈されるなど問題が生じている。⁽²⁾

『三教指歸』が仮に後世の偽作であるとしても、『三教指歸』が引用したと指摘されている⁽³⁾『統日本後紀』承和二年(八三五)三月庚午(廿五日)条には以下のように記されている。

庚午。勅遣_下内舍人一人。弔_二法師喪_一。并施_中喪料_上。後太上天皇有_二弔書_一曰。眞言洪匠。密教宗師。邦家憑_二其護持_一。動植荷_二其攝念_一。豈圖_二崦嵫未_レ逼。無常遽侵。仁舟廢_レ棹。弱喪失_レ歸。嗟呼哀哉。禪關僻在。凶聞晚傳。不_レ能_三使者奔赴相_二助茶毘_一。言之爲恨。悵悼曷已。思_二村窟_一。悲涼可_レ料。今者遙寄_二單書_一。弔_レ之。著錄弟子。入室桑門。悽愴奈何。兼以達_レ旨。法師者。讚岐國多度郡人。俗姓佐伯直。年十五就_二舅從

五位下阿刀宿祢大足^一。讀^二習文書^一。十八遊^三學槐市^一。時有^二一沙門^一。呈^三示虛空藏聞持法^一。其經說。若人依^レ法。讀^二此眞言一百万遍^一。乃得^二一切教法文義詣記^一。於^レ是信^二大聖之誠言^一。望^三飛焰於鑽燧^一。攀^三躋阿波國大瀧之嶽^一。觀^二念土左國室戸之崎^一。幽谷應^レ聲。明星來^レ影。自^レ此慧解日新。下^レ筆成^レ文。世傳。三教論。是信宿問所^レ撰也。在^二於書法^一。最得^二其妙^一。與^レ張芝^一齊^レ名。見^レ稱^三草聖^一。年卅^一得度。延曆廿三年入唐留學。遇^二青龍寺惠果和尚^一。稟^二學眞言^一。其宗旨義味莫^レ不^二該通^一。遂懷^二法寶^一。歸^二來本朝^一。啓^二秘密之門^一。弘^二大日之化^一。天長元年任^二少僧都^一。七年轉^二大僧都^一。自有^二終焉之志^一。隱^二居紀伊國金剛峯寺^一。化去之時年六十三。

これは、同年三月丙寅（廿一日）条の空海卒去記事に続いてあるもので、後太上天皇（淳和太上天皇）の弔書に続いて空海の卒伝が記されている。入唐までの経歴についてはほぼ同様の記載がみられるが、この『続日本後紀』は六国史の一つとして空海卒去後三十四年目に当たる貞観十八年（八六九）八月に完成しており、数ある空海伝の中でも最も早く成立したものの一つであり、その信頼度は高いといえる。しかし、十五歳に阿刀大足への就学ということと十八歳での大学入学、及びその後の虚空藏求聞持法受法については記されているが、十五歳での入京や大学を辞したということに関しては全く触れられてはいない。

空海が「一沙門」と出会って「虚空藏求聞持法」を受法したということに関しては、信頼できる史料に記述がみえ、ほぼ事実と考えて差し支えはない。この出会いが、空海に僧侶としての道を歩ませる重要な転機であったと考えて差し支えはないであろう。しかし、空海が大学を辞して山林修行の一優婆塞として再出発したというのは、信頼性に欠ける史料である『御遺告』、あるいはそれに基ついて作成された多くの空海伝によつて語られているところであり、再考を行いたい。

空海の出自等について、卒伝に「讃岐國多度郡人。俗世佐伯直」とあることから、讃岐國多度郡出身であり、佐伯直氏であったことが明らかである。さらに『日本三代実録』貞観三年（八六一）十一月十一日辛巳条によると「讃岐國多度郡故佐伯直田公」について「田公是大僧正父也」あり、父は佐伯田公であったことが判る。しかし、延暦二十四年（八〇五）九月十一日付太政官符案には「讃岐國多度郡方田郷戸主正六位上佐伯直道長戸口眞魚」とあり、国郡名のみならず郷名まで記されているが、戸主としては佐伯道長と記載されており、『日本三代実録』とは異なっている。また、『伴氏系図』では「田公—道長—空海」となっており、空海からみて田公は祖父であり、父は道長として記されている。

従って、空海の父としては田公と道長という二人が挙げられるが、このうち『伴氏系図』の讃岐佐伯直氏の系譜については、史料としての信憑性には疑問が持たれており、採用することはできない。また、太政官符案についても、道長は空海の所属する戸の戸主であったに過ぎず、同様のことは最澄の場合にも存在する。最澄の場合、宝龜十一年（七八〇）十一月十日付の「近江国府牒」や延暦二年（七八三）正月二十日付の「度牒案」に「戸主正八位下三津首淨足戸口」とあるのに対して、伝記類では父が三津首百枝とある。このような相違は、戸主が父であるという後世の觀念から生じたものであり、空海の場合も父は田公であったと考えて差し支えない。

ところで、空海は十五歳の時に母方の叔父である阿刀大足に就いて学んだことは、空海の著書である『文鏡秘府論』の序文に「貧道幼就表舅頗學藻麗。長入西秦粗聽餘論」とあることから確認できる。しかし、ここで問題となることは、空海が国学に入学したのかどうかということである。

すなわち、古代令制下における教育機関としては、中央には大学が、諸国には国学が設置されて官吏養成が行わ

れていた。そして、讃岐国にも国学が置かれていたことが認められており、学令大学生条に定められた就学規定には以下のようにある。

凡大學生。取_二五位以上子孫。及東西史部子_一爲之。若八位以上子。情願者聽。國學生。取_二郡司子弟_一爲之。大學生式部補。國學生國司補。並取_二二十三以上十六以下聰令者_一爲之。

ここには、大学生及び国学生に関する規定があるが、両者に共通する項目として年齢が挙げられる。そして、空海の十五歳という年齢に関しては国学への入学に関して何ら矛盾することは無い。従って、年齢から考えるならば、国学へ入学した可能性が高く、阿刀大足は国博士であったと考えることができる。

しかし、大足が伊予親王の侍講であったという経歴から考えると、都に居住していた可能性もあり、空海は国学には入学せずに上京した可能性も存在する。この十五歳で上京したということは、『御遺告』にある「及于生十五入京」という記述と合致するが、『御遺告』では学問を始めたのが十五歳以前になっており、十五歳の上京時には大安寺勤操からの「虚空藏求聞持法」受法の年となっており、この時点での事実を確認することはできない。むしろ、後に大学に入学しているという経歴から考えると、国学に入学していたと考えた方がよいであろう。

その場合問題となることに、国学への入学資格が空海にはあったのかどうかということがある。空海の生家である佐伯直氏は、旧讃岐国造であったことが先の『日本三代実録』に記述されている。また、通説では代々郡の役人を勤めた家柄であり、田公自身は郡の少領であったといわれているが、『日本三代実録』には田公の位階は記されてはおらず、同じ故人であっても田公の子供達には位階が記されていることから考えて、無位無官であった可能性が高い。このことは、選叙令郡司条に、

凡郡司。取_下性識清廉堪_二時務_一者_上。爲_二大領少領_一。強幹聰敏工_二書計_一者。爲_二主政主帳_一。其大領外從八位少領外從八位下敍之。其大領少領才用同者先取_二國造_一。

とあり、本来田公が少領であつたならば、例え低くとも外従八位下という官位が冠せられているはずである。また、例え主政・主帳であつたとしても考課を経たならば何らかの位階を与えられていたはずであり無位無官であつたとは考えられず、田公に関しては無位無官であつたといえる。そうすると、国学の入学規定である「郡司子弟」と矛盾することになるが、『令義解』学令大学生条の子弟に冠する註には「謂。子孫弟姪之屬也」とあることから、空海が所屬する戸の戸主である佐伯直道長が正六位上という位階を有しており、何らかの官職に就いていたと考えるならば、空海の場合も郡司の子弟として国学に入学することは可能であつた。

ところで、空海が大学に入学したのは十八歳ということであり、就学規定で定められている年齢には合致しない。また、下級官人であつても八位以上の子弟であれば情願によつて入学は可能であつたが、『令集解』学令大学生条の註には「問。八位以上子。情願任者聽。畿内外同不。答。畿外不取。又外六位以下不取也。但並得任國學生耳」とあり、畿外である讃岐国出身の空海が情願による方法で大学へ入学することは不可能であり、令の規定には反していたことになる。この矛盾に対しては、「当時の学制に何らかの変更があつたのかも知れない」というような見解^①、あるいは伊予親王の侍講であつた叔父阿刀大足等の力で入学できたというような、例外的な措置として入学したという見解^②が存在する。

しかし、令の規定がそう都合よく変更されたとは考え難い。また、阿刀大足が侍講となつた時期も明らかではなく、仮に既に伊予親王の侍講であつたとしても元服前の親王の侍講に果たしてそれ程の力があつたのかどうかは甚だ疑問とせざるを得ない。むしろ、学令通二經条には、

凡學生通二經以上一求三出仕一者。聽_レ舉送一。其應_レ學者。試_二問大義十條一。得_二八以上一。送_二太政官一。若國學生雖_レ通二經一。猶情願_レ學者。申_二送式部一。考練得_レ第者。進補_二大學生一。

とあり、国学から大学へと進む道も開かれており、このコースを辿つたと考える方が自然であろう。そして、成績

について学令先読經文条に「頻三下。及在學九年。不堪貢擧者。並解退」とあり、大學規定が定められている。この「頻三下」について、『令義解』に「謂。三年頻下也」とあり、三年というのが一つの基準となっていたと考えられ、十五歳で国学に入学した空海は、基準である三年あるいは四年で二經以上に通じ、そして考練得第して十八歳の時に大学に入学したということができる。

三

大学入学後の空海については一般に、「一沙門」と出会い大学を辞し、「虚空藏求聞持法」を修することで仏教に傾倒し、そして延暦十六年（七九七）に『聳誓指帰』を著して出家宣言を行い、さらに仏道修業に専念していったと考えられている。確かに、卒伝における記述でその時間経過は大学入学の記事に続いて、「一沙門」との出会いが記されている。また山林修行を経て「三教論」執筆に至ったという経過で記述されている。しかし、大学を辞したという事実に関しては何ら触れられてはおらず、普通いわれているように二・三年で退学したということを導き出すことはできない。

『聳誓指帰』を著した時点での空海の学識を考えた場合、大学を途中で辞したと考えるよりも、むしろ卒業していたと考えることができるのではないだろうか。

これについては、吉備真備が入唐前に従八位下を授位されていることに注目して、その出身についての考察が野村忠夫氏によって行われている。それによると、下級武官下道朝臣国勝の子である真備は、情願によって十五歳前後で大学に入学し、六・七年を経て貢試、その結果「進士甲第」という成績を納めて、養老選叙令秀才出身条によって従八位下を授位された。そして、入唐留学生に選ばれた、こういう大学寮出身コースを歩んだと推測しておられる¹⁴。

そうすると、六・七年という年数は、一般に大学生が大学を卒業するのに要した年数と考えることができる。そして、この年数は空海が大学に入学し、その後延暦十六年（七九七）までの消息の詳らかでない空白の期間とほぼ一致するのである。ただし、学令先説經文条には「其從^レ國向^二大學^一者。年數通計」という規定があり、延暦十六年（七九七）は十五歳で国学に入学した空海にとって十年目に当たり、既に就学年限の九年は終わっており、時期には卒業していたといえる。

空海が大学においてどの課程に属していたか、空海自身は何も述べてはおらず、卒伝にも何ら記述はないが、『空海僧都伝』には、

入京時遊大學。就直講味酒淨成。讀毛詩尚書。問左氏春秋於岡田博士。

とある。ここにみえる「直講味酒淨成」と「岡田博士」の内、岡田博士は『続日本紀』延暦十年（七九一）十二月丙申（十日）条に、「外從五位下岡田臣牛養爲大學博士。」とある大学博士岡田牛養と考えられる。そして、この年は空海が大学へ入学した年であり、実在の人物として差し支えない。また、職員令大学寮条によれば、博士・助教・音博士・書博士・算博士の別が有り、このうち博士は「教授經業」することを職務としていた。さらに、学令博士助教条に「凡博士助教。皆取明經堪師者」ることとなっており、一般に博士という場合は明經博士であった。従って、空海は当時の大学において本科であり、かつ主流であった明經道に在籍して經道を学んでいたと考えられる。では、大学在籍中であるにもかかわらず、『聾瞽指帰』にみえるように、儒教・道教・仏教の知識を得ることは果たして可能であったのだろうか。『三教指帰』に引用されている文献をみると、その数は非常に多く、普通漢籍類（外典）は六十九種・仏典関係は二十七種が数えられている¹⁵。また、榎田良洪氏によると、仏典についてはその数はさらに増加して五十九種を挙げることが可能ということである¹⁶。そして、『聾瞽指帰』は『三教指帰』と三百六箇所に語句の校異が指摘されているが、本文・内容は同じであり、引用文献にはほぼ大差はないと考えてよ

いであらう。

ここで、引用されている六十九種の漢籍類のうち、『周易』『尚書』『周礼』『儀礼』『礼記』『毛詩』『春秋左氏伝』『孝経』『論語』は明経道で教科書として採用されており、また紀伝道(文章道)の教科書である三史(『史記』『漢書』『後漢書』『文選』『爾雅』も引用されている。これは、空海が在籍していた明経道のみならず、他の課程についても造形が深かったとすることができる。ただし、空海が国学で学んでいた、あるいは叔父の阿刀大足アツタの存在も無視することはできないが、とても二・三年で大学を辞して得られる知識ではない。むしろ、大学における課程を修了していたと考える方が自然であり、その結果が「亀毛先生論」において記されていると考えられる。

また、「虚」隠士論」では道教、「仮名乞児論」では仏教について各々述べている。空海が道教・仏教に関しての知識を持っているとはいえ、大学を辞して後にそれらを学んだと考えるのは早計に過ぎず、大学に在籍していたとしても、道教・仏教についての知識を学ぶことは決して不可能ではなかった。

道教については加地伸行氏によつて、『指帰』本論の中で、論旨において最も弱く不明確であると指摘されている。そして、その理由として、我が国では教団道教が根付かなかつたために、道教としてではなく老荘思想・老子の心境といったものの理解の方が中心に行なわれていたためだ18という。従つて、『淮南子』『神異経』『神仙経』『莊子』『抱朴子』『列仙伝』『老子』『老子経』『老子内伝』等の一通りの道教經典に目を通しながらも、専ら書物からの理解のみを行ったためといふことができる。

さらに、仏教に関しては、榎田良洪氏が、延暦十六年(七九七)当時は既にかなり深い理解があつたことを指摘しておられる。20このことは、「仮名乞児論」の内容及び引用文献から考えると明かとなる。しかし、これを空海が大学を辞して仏道修業を行つていた結果と短絡的に考えるべきではなく、むしろ、道教と同じく書物からの理解であつたのではないだろうか。奈良時代には既に南都六宗は諸寺において成立しており、空海が仏教を学び、或いは

仏典類の閲覧を行なうためには、大学生という確かな身分の方が都合が良かったのではないだろうか。

しかし、大学に在籍し、なおかつ道教・仏教に関する知識を得る余裕を持つことが可能であったのかが問題となるが、これについては学令先説経文条に「凡學生。先讀『經文』。通熟。然後講義。每旬放一日休假」とあり、一応十日に一日の割合で休暇が認められている。また、同令請假条には

凡學生請假者。大學生經頭。國學生經所部國司。各陳牒量給
と臨時の休暇願の手続きの規定があり、同令放田假条では、

凡大學國學生。毎年五月放田假。九月放授衣假。其路遠者。仍酌量給往還程。

と田假・授位假に関する規定が定められており、ある程度の期間の休暇が存在していた。そして、同令不得作樂条には、極端な例ではあるが、

凡學生在學。不得作樂。及雜戲。唯彈琴習射不禁。其不率師教。及一年之内。違假滿百日者。並解退。

という学生の日常生活の心得に関する規定の中で、百日未滿であれば不正休暇も認められているのである。

以上から、例えば大学在学中であっても、道教・仏教の知識を深めて行くことも可能であったと考えられるが、大学に在学しながらも「仮名乞児論」に見られる、「或登金巖。而遇雪坎。或跨石峯。以絶粮軻。」というような修行を行なうことが可能であったのだろうか。これに関して、役小角に代表されるような山岳修行者、または私度僧の類は古くから存在し、空海自身に実体験は無くとも見聞による著述は決して不可能ではない。また、大学在学中であっても、先に見たような一定期間の休暇は認められており、さらに『讐誓指帰』の日付である延暦十六年（七九七）は、大学卒業に必要な六年、国学・大学を通じて就学可能な期限である九年を経た翌年に当たるのである。従って、空海は大学を辞すること無く、一年間は仏道修行を行なうことができる。そして、「阿波國大瀧之嶽」「土左

國室戸之崎」は共に四国であり、大学卒業後に故郷四国の修行地を回ったと考えることも可能となる。従つて、空海が大学を辞したと考える必要は全くなくなり、むしろ延暦十五年（七九六）に大学を卒業したと考えた方がよいであろう。

その場合、空海が「一沙門」と出会つたのは延暦十六年（七九七）以降と考える必要はなく、空海の仏教に対する造詣の深さを考えると、短期間に独学で学んだと考えるよりも、信頼のおける学僧について学んだと考えた方がよいであろう。また、空海が『指帰』に『釈摩訶衍論』を引用しているという指摘があるが、当時偽経とされていたものまで引用することは考え難い。そのためには『釈摩訶衍論』を所持・理解している人物に教えを請う必要がある。そして、この『釈摩訶衍論』を請求した大安寺の戒明は空海と同じ讃岐国出身であり、堀池春峰氏によつて「一沙門」に比定されている。また、小野玄妙氏は空海の入唐をこの『釈摩訶衍論』の疑義を解決せんがためのものとも考えておられるなど、空海の思想のうえに大きな影響を与えたもののものである。

従つて、「一沙門」が戒明であつた可能性はかなり大きいと考えられるが、「一沙門」はあくまでも「一沙門」であり、戒明であつても勤操であつても全く差し支へはないであろう。つまり、空海に仏教をそして密教の一端を知らしめたということのほうがむしろ重要であり、それは何も戒明一人である必要はなく、複数の「一沙門」が存在していたとしても何ら不都合はないのである。

四

空海が留学僧として入唐するためには、第一条件として、当然のことではあるが官僧でなければならぬということが挙げられる。僧尼令で私度僧が禁じられている以上、日本の公式使節である遣唐使に随行するためには私度僧では不可能である。また空海が帰国後、『請来目録』という帰国報告書を朝廷に提出しているということからも明

らかとなる。

官僧として、僧尼の身分を証明するために朝廷から与えられるものに「公驗」がある。公驗については、『続日本紀』養老四年（七二〇）正月丁巳（四日）条に「始授僧尼公驗」とあり、以後制度化されたと考えられている。公驗には三種あるが、これについては『令集解』僧尼令任僧綱条に、

養老四年二月四日格。問。大學明法博士越知直廣江等。答。凡僧尼給「公驗」。其數有「三」。初度給「一」。受戒給「二」。師位給「三」。每「給收」舊。仍注「毀字」。但律師以上者。每「遷任」有「告牒」。不「在」收「舊之例」也。

とある。得度・受戒及び師位僧となる時に給うものがあり、各々「度縁」「戒牒」「位記」と呼ばれる三種類の証明書である。

これらは、僧尼にとって重要なものであるが、特に度縁と戒牒は、国家による仏教統制の一つの基盤をなすものであり、得度・受戒の制度と密接な関係を形成していた。²⁶すなわち、得度の際に与えられるものが度縁であり、得度によって在家信者の優婆塞・優婆夷が沙弥戒・沙弥尼戒を受けて、沙弥・沙弥尼となることを証明するものであった。そして、得度によって戸籍から名を削除され、僧尼籍へと編入されていた。また、戒牒は受戒の際に与えられるもので、沙弥・沙弥尼が具足戒を授けられて比丘・比丘尼となるもので、宗教的な面からは受戒が重要視されていた。しかし、政治的な面からは得度の有無によって一般人と区別しており、受戒よりも得度の方に重きが置かれていたと考えられる。

空海の得度が行われた時期に関しては、

①延暦十一年（七九二）十九歳説

②延暦十二年（七九三）二十歳説

③延暦十七年（七八八）二十五歳説

④延暦二十二年（八〇三）三十歳説

以上の四説が存在する。このうち、①は『大師御行状集記』の「御出家條第九」に、

有書曰。延暦十一年壬申。年十九。爰大師岩淵贈僧正召率大師。發向和泉國槇尾山寺。於此剃除鬢髮。授沙彌十戒七十二威儀。名稱教海。後改稱如空。

とあることが、また②は『御遺告』に、

（前略）及于二十年。爰大師岩淵贈僧正召率發向和泉國槇尾山寺。於此剃除？髮授沙彌十戒七十二威儀。名稱教海後改稱如空。

と記されていることが根拠となっている。二つの史料はほぼ同じ内容ではあるが、『大師御行状集記』においては「有書曰」として、『御遺告』にはよらず何か他の原史料によつて記されているようである。そして、②が宗門では採用されているが、本稿において考察したように空海は延暦十五年（七九六）二十三歳の時点までは大学に在籍していたということから、いくら早くとも延暦十六年（七九七）二十四歳以前には得度していたとは考え難い。従つて、空海が得度したのは延暦十六年（七九七）十二月以降であり、入唐した延暦二十三年（八〇四）以前と限定することができる。

そうすると、③と④が残るが、まず③についてであるが、これは『贈大僧正空海和上伝記』に「剃髮出家爲沙彌形時年二」十五」とあることが根拠となっている。そして④は最初に挙げた卒伝に「年卅一得度」とあるためであるが、年齢に関して「化去之時六十三」と記載されており、これによると宝龜四年（七七三）誕生となる。しかし、現在では空海の誕生は宝龜五年（七七四）であつたと考えられており、その場合延暦二十二年（八〇三）の時点での年齢は三十歳となるためである。この二説であるが、『聾瞽指帰』が著されたのが延暦十六年（七九七）であるということを考えるならば、時間的に問題があるように思われる。むしろ、正史である『続日本後紀』に記載され

ているということを考慮するならば、卒伝を作成する際には何らかの公文書が参照されていた可能性があり、④が最も適当であるといえよう。

また、延暦二十四年（八〇五）九月十一日付太政官符案には以下のように記載がある。

□政官符 治部省

□學僧空海 俗名讃岐國多度郡方田郷戸主正六位
上佐伯直道長戸口同姓眞魚

右去延暦廿二年四月七日出家人 入唐眞魚

□承知 仍例 □度之符到奉行

□五位下 守 □左少辨藤原貞副 左大史正六位上武生宿祢眞象

延暦廿四年九月十一日

これによると、延暦二十二年（八〇三）四月七日に得度を行ったという旨が記されている。この太政官符案の署名者の一人である藤原貞副は藤原貞嗣の誤写と考えられ、当時従五位下であり左大弁であったことが確認できる。さらに、『弘法大師行化記』には大同三年（八〇八）六月十九日付の、空海の課役免除を命じた太政官符が引用してあり、

太政官符

應免課役度者一人

留學僧空海 年卅五 讃岐國多度郡方田郷戸主正六位
上佐伯直道長戸口同姓眞魚

右、得治部省解備。被太政官去延暦廿四年九月十一日符備。去廿四年四月七日出家人唐。宜依度之者。仍今年夏季應免課役申送者。省宜承知。依例。符到奉行

大同三年六月十九日

とある。同様の官符は『高野大師御広伝』にもみえるが、こちらは「去廿三年四月出家入唐」とあり、年代など相違がみられるが共に延暦二十四年（八〇五）九月十一日付の太政官符が引かれている。ただし、これらでは各々延暦二十三年（八〇四）と延暦二十四年（八〇五）とあり、混乱が生じている。これは「廿二」の誤写と考えられ、正史である『続日本後紀』の記載通り、延暦二十二年（八〇三）四月七日に得度が行われたといえるであろう。

しかし、ここで問題となるのが、この太政官符が発行された日付である。延暦二十四年（八〇五）というとき、空海は前年に入唐しており、そして未だ在唐中である。それにもかかわらず、この官符によって度縁が発給されるのであり、そうすると空海は度縁を所持せずに入唐したことになるが、果たして度縁（公験）は必要としなかったのだろうか。

確かに、国内では公験の発行が多少遅れたとしても良かったのかもしれないが、唐に在つては留学僧として、その身分を証明するものが必要であつた筈である。例えば、円珍の場合は特別に任十禪師の治部省牒を持参し、これが唐で高官たちに見せており、また唐各州の公験を約十通も得ている。このことより、円珍は日本の度縁或いは任十禪師牒などの身分を証明する公験が必要であつたために、持参したということが考えられる。そのために、空海が入唐直後、長安入京に際して随行員の人数から洩れたために、「請福州觀察使入京啓」を提出せざるを得なかつたのは、公験を持参していなかつたことに原因があつたと考えられる。

では、延暦二十四年（八〇五）九月十一日付の太政官符についてどのように考えればよいのか。五来重氏はこのことについて、空海が優婆塞のまま入唐したので、後事を託された友人か後援者が空海渡航後に、留学の資格をつくるために、玄蕃寮にはたらきかけて度牒をつくってもらつたためだと推測しておられる。²⁹ また、上山春平氏は、空海の官度の手続きについて、延暦二十四年（八〇五）六月八日に対馬の阿礼の港に帰着し、七月一日に大使の節刀を返上した遣唐大使藤原葛野麻呂の手によって行われたと考えれおられる。³⁰

ここで、最澄に関する得度の際の「近江国府牒」³²と「度縁案」³³が残っており、これらによると、宝龜十一年（七八〇）に近江国分寺僧最寂の死欠によつて三津首広野の得度の申請があり、それが許可された。そして、同年十一月十二日に得度が行われたのであるが、度縁が発給されたのが延暦二年（七八三）正月二十日であり、得度から度縁の発給が行われるまでに、足掛け三年もの歳月を要している。

以上から、空海の度縁の発給が遅れたのも説明がつくのではないだろうか。つまり、空海は優婆塞のみまで入唐したのではなく、あくまでも官僧として、留学僧という正式な身分で入唐したのであり、五来・上山両氏の考えには従いかねるのである。ただし、葛野麻呂については、帰国後に空海の度縁発給が遅滞していたのを、官に申請して催促したという可能性は否定できない。

では、空海の得度が延暦二十二年（八〇三）四月七日に行われたとするならば、翌年には入唐しており、受戒を行っていたのかどうか疑問となるが、空海の受戒に関する史料としては戒牒案が知られている。それには、

今年四月九日於東大寺戒壇院受具足戒律 諱空海

師主勤操 戒牒文

（中略）

沙弥空海 首和南 大徳足下

竊以、三學殊途必會通於漏盡、五乘廣運資戒足以爲先、是以表無表戒務衆行之律梁、願以願心七支之勝躅、但空海宿因多幸、得造法門、請禁未登、夙夜剋悚、今契延暦十四年四月九日、於東大寺戒壇院受具足戒、伏願大徳慈悲戡濟少識、謹和南疏

延暦十四年四月九日 沙弥空海疏

とあり、³⁴延暦十四年（七九五）四月九日に受戒したことになる。しかし、得度を行ったのが延暦二十二年

(八〇三) 四月七日であり、得度よりも先に受戒が行われるはずはなく、まして空海は大学に在学中である。従つて、この戒牒は明らかに偽文書であるということができよう。ただし、『弘法大師御伝』と『弘法大師行化記』にも同じ戒牒が引用されているが、これらでは「延暦廿二年四月九日」となっている。

また、堀池春峰氏は空海の受戒が行われたのは延暦二十二年(八〇三) 四月と考えておられ、川崎庸之氏も同様に同年の受戒説を採っておられる。³⁵⁾しかし、これでは得度と受戒が、共に同年の同月に行われたこととなり、両者は僅かに二日の間を置だけである。例えば、少し時代は下るが、『三代実録』貞観七年(八六五) 三月廿五日丙午条には、

廿五日丙午。少僧都法眼和上位慧運申牒。請_下一據_二舊例_一得度者受戒_上曰。檢_二舊例_一。凡有_二得度者_一。先与_二度縁_一。次令_二入寺_一。就_レ中年文度者經_二三箇年_一。臨時度者經_二三箇年_一。令_レ練_二沙弥之行_一。然後初聽_二受戒_一。
(以下略)

とあり、普通得度後に受戒するまでに最低でも二・三年要していたと考えることができ、空海の場合は原則としては時間的に少々無理があるといえる。

むしろ、宗祖としての空海の権威を高めるために、後世戒牒が偽作されたのであり、実際には空海は受戒していなかったのではないだろうか。すなわち、留学僧となるためには、政府によつて正式に認められた官僧であればよく、特に受戒の有無は問われなかったのではないかと考える。先にも述べたが、受戒は沙弥・沙弥尼が具足戒を受け、比丘・比丘尼となることであり、仏教という宗教上では重要な儀式ではあった。しかし、当時の国家による仏教の統制という立場を採る朝廷から見ると、受戒よりもむしろ得度を重んじていたと考えられる。つまり、得度することで戸籍から削除され僧尼籍に編入され官僧として登録されるのであり、原則として官僧となるには得度だけでも良かったであろう。そう考えると、空海は得度しか行っていないかつたとしても、留学僧となることは可能で

あつたのであろう。

しかし、留学僧がどのようにして選ばれるのかは明らかではないが、空海と同じ遣唐使に随行して入唐した最澄の場合は、自ら入唐することを願ひ出た上表文が伝わっている。このことから推測すると、留学を希望する者は自薦或いは他薦によって選ばれ、官の選考を経て、その結果許可された者が留学僧として入唐を果したと考えられる。

五

以上、入唐前の空海の動向について、特に大学と得度・受戒の問題を中心に考察を行った。

ここでまとめとして簡単に述べておくと、空海は延暦七年（七八八）十五歳の時に令の規定に従ひ国学に入学、その後二経以上に通じることで大学の貢試に合格、同十年（七九一）十八歳で大学に入学し、明経道を学んだ。そして、本科の学習に加えて他の課程に対する知識をも修め、さらに老莊思想や仏教に関しても学識を深め、その結果大学を卒業した翌年の延暦十六年（七九七）二十四歳の時には『聾瞽指帰』を著している。

『聾瞽指帰』執筆六年後の三十歳、延暦二十二年（八〇三）四月七日に得度して官僧となり留学僧として翌年に入唐を果した。しかし、この時の遣唐使は前年に派遣されたものの再出発であり、当初は空海は留学僧に選ばれてはおらず、欠員が生じたために、受戒を行っていない、まして度縁すら発行されていないにもかかわらず急遽留学僧として補填される機会を得たものと考えられる。

ただし、大学を卒業してから得度に至るまでの動向については明確にすることは難しい。例えば、『聾瞽指帰』を執筆したとはいえ、大学卒業後にあつさりと言人としての出身の道を諦めたのか、それとも何らかの位階を得て官職へと就いたのか、その判断は用意ではない。想像に過ぎないが、真濟編の『遍照發揮性靈集』の序文には、

爰有一上人。號曰大遍照金剛。青襟摘槐林之春秋。絳帳富山河之英萃。

と記されている。ここにみえる「絳帳」については、『統遍照発揮性靈集補闕抄』巻第十に収められている空海作の「綜藝種智院式」の「一俗博士教受事」に

右九經九流。三玄三史。七略七代。若文若筆等書中。若音若訓。或句讀或通義。一部一帙。堪發童蒙者住。若道人意。樂外典者。茂士孝廉。隨宜傳授。若有青衿黃口志學文書。絳帳先生。心住慈悲。思存忠孝。不論貴賤。不看貧富。隨宜提撕。誨人不倦。三界吾子大覺師吼。四海兄弟將聖美談。不可不仰。

とある。ここに「青衿」「絳帳先生」という序文と同じ文字が使用されており、前者が学生を意味しているのに対して、後者は「儒教の先生」を意味している。²⁹⁾ 真済が序文を作成する際に、この「綜藝種智院式」を参照していたとするならば、「絳帳」のみであつても同様の意味を持つと考えることができ、その場合に空海は大学あるいは国学に出仕していたと可能性を指摘できよう。

注

- (1) 坂本太郎・平野邦雄監修『日本古代氏族人名辞典』(吉川弘文館、一九九〇年)、「空海」の項参照。
- (2) 河内昭円『三教指帰』偽撰説の提示(『大谷大学研究年報』四五集、一九九四年)。太田次男「響誓指帰」と『三教指帰』との本文の吟味(上)―付・響誓指帰の翻字及び校注―(『成田山仏教文化研究所紀要』第一七号)。米田弘仁①「響誓指帰」「三教指帰」研究の現状と諸問題(『密教文化』第一九三号、一九九五年)、②「三教指帰」の真偽問題(『密教文化』第一九四号、一九九五年)等によって『三教指帰』偽撰説が提
- (3) 河内前掲註(2)論文および米田前掲註(2)論文。
- (4) 『続日本後紀』承和二年(八三五)三月丙寅(廿一日)条に「丙寅。大僧都傳灯大法師位空海終于紀伊國禪居」とある。
- (5) 『三代実録』卷五貞観三年(八六一)十一月十一日辛巳条には「讃岐國多度郡人故佐伯直田公男故外從五位下佐伯直鈴伎麻呂。故正六位上佐伯直酒麻呂。故正七位下佐伯直魚主。鈴伎麻呂男從六位上佐伯直貞持。大初位下佐伯直貞繼。從七位上佐伯直葛野。酒麻呂男書博士正六位上佐伯直豊雄。從六位上佐伯直豊守。魚主男從八位

示されている。

上佐伯直粟氏等十一人賜_二佐伯宿祢姓_一。即隸_二左京職_一。先_レ是。正三位行中納言兼民部卿皇太后宮大夫伴宿祢善男奏言。書博士正六位下佐伯直豐雄歎云。先祖大伴健日連公。景行天皇御世。隨_二倭武命_一。平定東國。功勳蓋_レ世。賜_二讚岐國_一。以為_二私宅_一。健日連公之子。健持大連公子。室屋大連公之第一男。御物宿祢之胤。倭胡連公。允恭天皇御世。始任_二讚岐國造_一。倭胡連公。是豐雄等之別祖也。孝德天皇御世。國造之号。永從_二停止_一。同族玄蕃頭從五位下佐伯宿祢眞持。正六位上佐伯宿祢正雄等。既貫_二京兆_一。賜_二姓宿祢_一。而田公之門。猶未_レ得_レ預。謹檢_二案内_一。眞持。正雄等之興。只由_二實惠道雄兩大法師_一。是兩法師等。贈僧正空海大法師所_二成長_一也。而田公是_二大_一僧正父也。今大僧都傳燈大法師位眞雅。幸屬_二時來_一。久侍_二加護_一。比_二彼兩師_一。忽知_二高下_一。豐雄又以_二彫蟲之小藝_一。忝_二學館之末員_一。願_二望往時_一。悲歎良多。准_二正雄等之例_一。特蒙_二改姓故居_一。善男等謹_二檢_二家記_一。事不_二憑虛_一。從_レ之。とある。

(6) 『中村直勝博士蒐集古文書』(中村直勝博士古稀記念會、一九六〇年十一月)に収録されている。同じものが『梅園奇賞』にもみえるが、こちらには「太政官印」が五顆みえる。

(7) ここに見える「方田郷」は存在せず、「弘田郷」の「弘」の「弓」篇の異体字「方」と考えられる。(松原弘宣『古代の地方豪族』へ吉川弘文館、一九八八年)。

(8) 『大日本古文書』編年文書之六、六〇四〜六〇五頁。

府牒 國師所
應得度壹人

三津首廣野 年拾五 滋賀郡古市郷戸主正八位下三津首淨足戸口
(中略)

牒、被治部省去十月十日符僞、被太政官
今月五日符僞、得近江國解僞、國分寺僧
最寂死闕之替、國宣承知、依例得度者、
國依符旨牒送如件、宣察此狀、依符施行、
今以狀牒

寶龜十一年十一月十日
大掾藤原朝臣係房

(9) 『平安遺文』四二八—
沙弥最澄 年十八 近江國滋賀郡古市郷戸主正八位下三津首淨足戸口広野
累季 類左一 左肘折上
右、被治部省寶龜十一年十一月十日符僞、
被太政官同月五日符僞、近江國々分寺
僧最寂死闕之替、應得度者、十一月十二
日國分金光明寺得度、

師主左京大安寺法師位行表
延暦二年正月廿日
(中略)

國檢案内、省符灼然、仍追与得度、
(以下略)

(10) 桃裕行『上代学制の研究』(目黒書店、一九四七年)。
(11) 渡辺照宏・宮坂宥勝『沙門空海』(筑摩書房、一九六七年)。

- (12) 宮崎忍勝『私度僧空海』(河出書房新社、一九九一年)。
 (13) 『日本紀略』延暦十一年(七九二)二月庚子(十五日)条に「伊豫親王冠」と元服の記事がみえるが、これは空海の大学入学の翌年に当たる。
 (14) 野村忠夫「律令官人社会構成と仲麻呂政権の成立―吉備朝臣真備と石川朝臣年足―」(『古代學』第六卷第一号、一九五七年)。
 (15) 渡辺照宏・宮坂宥勝校注『日本古典文学大系71』三教指帰性靈集(岩波書店、一九六五年)。
 (16) 榎田良洪『空海の研究』(山喜房仏書林、一九八一年)。
 (17) 渡辺・宮坂前掲註(14)書参照。
 (18) 『令集解』学令経周易尚書条、同令礼記左伝各大経条及び桃前掲註(10)著書。
 (19) 加地伸行「弘法大師と中国思想―『指帰』両序によせて―」(中野義照編『弘法大師研究』所収、吉川弘文館、一九七八年)。
 (20) 榎田前掲註(16)著書。
 (21) 田假については假寧令賜休假条に見えるが、授位假については不明。
 (22) 榎田前掲註(16)著書。
 (23) 『釈摩訶衍論』偽経説については淡海三船の書簡や、最澄の著書に見られる。なお、小野玄妙『佛教の美術と歴史』(金尾文淵堂、一九三七年)参照。
 (24) 堀池春峰「弘法大師空海と東大寺」(『佛教芸術』第九十二号所収、一九七三年、のち同『南都仏教史の研究』)
 上東大寺篇収録(法蔵館、一九八〇年)、同「弘法大師と南都仏教」(中野義照編『弘法大師研究』所収、吉川弘文館、一九七八年、のち同『南都仏教史の研究』下諸寺篇収録(法蔵館、一九八二年))。
 (25) 倉橋はるみ「度縁と戒牒」(『日本歴史』第四〇四号、一九八二年)。
 (26) 佐久間竜「官僧について」(『続日本紀研究』第三卷第三・四号、一九五六年、のち同『日本古代僧伝の研究』収録(吉川弘文館、一九八三年))、中井真孝「僧尼令准格律条について」(『ヒストリア』第五六号、一九七〇年)のち「日本古代仏教制度史の研究」収録(法蔵館、一九九一年)、同「奈良時代の得度制度」(『論集日本佛教史』2所収、雄山閣出版、のち前掲著書収録)、吉田靖雄「日本古代の菩薩と民衆」(吉川弘文館、一九八八年)等が研究史として挙げられる。
 (27) 日本後紀「延暦三年(八〇四)六月壬子(九日)条には「從五位下藤原朝臣貞嗣 爲左少辨」とある。また、「公卿補任」弘仁十年己亥条参照。
 (28) 『高野大師御広伝』上巻に「大同三年六月十九日。給太政官符僞」として以下のようにある。
 應免課役度者一人
 留學僧空海 年三五 讚岐國方田郷戸主正六位上佐伯直道遺身戸口。同姓眞魚。右得治部省解僞。被太政官去延暦廿四年九月十一日符僞。去廿三年出家入唐。宜依得度之者。仍今年夏季。應免課役申送者。省宜承知。符到奉行。

- (29) 円珍に関しては佐伯有清『智証大師伝の研究』（吉川弘文館、一九八九年）参照。
- (30) 五来重『増補二高野聖』（角川書店、一九七五年）。
- (31) 上山春平『空海』（朝日新聞社、一九八一年）。
- (32) 前掲註（8）。
- (33) 前掲註（9）。
- (34) 『大日本古文書』家わけ第七「金剛寺文書」。
- (35) 堀池前掲註（24）論文。
- (36) 川崎庸之「空海の思想と生涯」（『日本思想大系5』空海）所収、一九七五年、のち同著作集『日本仏教の展開』収録（東京大学出版会、一九八二年）。
- (37) 『類聚三代格』所収の「貞観七年三月廿五日付太政官符」に同様のことがみえる。
- (38) 佐伯有清「空海の入唐留学僧選任をめぐって」（『密教文化』第一九九・二〇〇号、一九九八年）。
- (39) 渡辺・宮坂前掲註（15）書。